

指定訪問介護
愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2375000045 号)

当事業所は、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下の
とおり説明します。

当サービスの利用は、原則として、要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が
対象となります。

但し、要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

◇◆目 次◆◇

1. 事業経営法人.	2
2. 利用サービス.	2
3. 事業所の概要.	2
4. 職員の配置状況.	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.	3
6. 緊急時及び事故発生時の対応.	8
7. 利用者の義務.	8
8. 契約の終了について.	9
9. 反社会的勢力の排除.	10
10. 代理人.	11
11. 連帯保証人.	11
12. 虐待防止について.	11
13. 感染症予防のための対策について.	11
14. 苦情の受付について.	12

1. 事業経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛知たいようの杜
- (2) 法人所在地 愛知県長久手市根嶽 1201 番地
- (3) 電話番号 0561-63-2739
- (4) 代表者氏名 理事長 大須賀 豊博
- (5) 設立年月日 昭和 61 年 6 月 18 日

2. 利用サービス

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
平成 11 年 8 月 31 日指定 愛知県 2375000045 号

(2) 事業の目的

当事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者（以下「利用者」）が、居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、適正な訪問介護を提供することを目的としております。

(3) 事業の運営方針

当事業所では、居宅介護サービス計画書に基づき、要介護者の心身の特性を踏まえて、食事、排泄、入浴の介護その他生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減ができるように努めます。又、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を努め、総合的なサービス提供を努めます。

- (4) 事業所の名称 愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり
- (5) 事業所の所在地 愛知県長久手市岩作長池 48 番 1
- (6) 電話番号 0561-65-3009
- (7) 管理者 福田 洋平
- (8) 開設年月日 平成 9 年 4 月 1 日

3. 事業所の概要

- (1) 建物の構造：木造 2 階建てのうち 2 階
- (2) 建物の延べ床面積：604.33 m²
- (3) 営業時間及び問い合わせ：年中無休、9:00～18:00（月曜日から日曜日まで）
- (4) サービス提供時間帯：24 時間
- (5) 定休日：なし

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

〈主な職員の配置状況・勤務体制〉

令和6年4月1日現在

職種	常勤換算
1. 管理者	1名
2. サービス提供責任者	1名以上
3. 訪問介護員	2.5名以上

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 常勤換算：職員のそれぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における上職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスには、以下があります。

①介護保険の給付の対象となるサービス
②介護保険給付の支給限度額を超えて利用されるサービス
③介護保険給付の対象外のサービス

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

「要介護」の認定を受けた方が対象となります

身体介護	食事介助	食事摂取の介助、後片付け等
	排泄介助	トイレ介助、おむつ交換等
	入浴介助	入浴、部分浴、清拭等
	外出支援介助	通院、買い物同行等
生活援助	日常生活の援助	掃除、洗濯、調理等

※ 次のような行為は、生活援助の内容に含まれません。

（ア）商品の販売や農作業等生業の援助的な行為

（イ）直接ご本人の援助に該当しない行為（主としてご家族の利便に供する行為）

（ウ）日常生活の援助に該当しない行為（日常的に行われる家事の範囲を超える行為）

また、預貯金の引き出し・預け入れは行いません。

※ サービス内容は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、ケアプランに沿って作成した訪問介護計画に従います。

※ 当事業所は、以下の行為及びサービス提供は実施できません。

- (ア) 医療行為及び医療補助にあたる行為
- (イ) 預貯金の引き出し、預入等の財産管理に関わる行為
- (ウ) 契約利用者以外の訪問介護サービスの提供

※ 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は、全て当事業所管理者が行います。その為、ケアプラン及び訪問介護計画書に定められたサービス以外の業務を、当事業所及びサービス従事者に依頼することはできません。

※ 訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は、無償で使用させていただきます。又、訪問介護員が当事業所に電話連絡する場合も、電話を使用させていただきます。

(1) サービス提供を行う訪問介護について

- (ア) 訪問介護員は担当制ではないため、当事業所が選任した複数人の訪問介護員が交替してサービスを提供いたします。
- (イ) 選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する事由を明らかにして、当事業所に申し出ることができます。但し、特定の訪問介護員を指名することはできません。
- (ウ) 当事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。その場合、サービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
- (エ) 介護サービスの提供記録文書は、複写にて、ご利用者宅に置かせていただきます。

(2) 介護保険給付のサービス利用料金表(1割負担の場合)

(1単位=10.42円)

	サービスに要する時間	利用単位数
身体介護	20分以上 30分未満	254円/回
	30分以上 60分未満	403円/回
	60分以上 90分未満	590円/回
	90分以上	590円/回に加え 30分毎に85円
生活援助	20分以上 45分未満	186円/回
	45分以上	229円/回
身体介護+生活援助	20分以上	身体介護の料金に加え 25分毎に67円 ※ 上限75分まで

※ 上記料金表はあくまで概算の料金です。各種加算は料金表に含まれておりません。実際にお支払いいただく金額は、加算等により変更されます。

- ※ 平成 27 年 8 月より一定以上所得者の方は 2 割負担となります。
- 平成 30 年 8 月より自己負担額が 2 割の方のうち、一定以上の所得者は自己負担が 3 割になります。
- ※ 介護保険の支給限度額を超えたサービスを利用された場合の利用料金は、全額(10 割)ご利用者負担となります。
- ※ サービスに要する時間は、国で定められた標準的な所要時間です。
- 訪問介護計画のサービス内容を行うため、標準的に必要となる時間に基づいて算定されます。

(3) 時間帯外で行うサービス料金

平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、上記料金に加え、下記の割増料金が加算されます。

早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)	25%加算
夜間(午後 6 時から午後 22 時まで)	25%加算
深夜(午後 22 時から翌朝 6 時まで)	50%加算

(4) 各種加算（サービス利用料金に加算されます。）

該当する場合は、利用料金に加算されます。厚生労働大臣にさだめる介護報酬の告示額となり、単位数に単価 10.42 円を乗じます。(長久手市は 6 等地)

加算名	料金	算定条件
初回加算	2,084 円/回	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の訪問介護等サービスを提供もしくは、訪問介護員に同行した場合
緊急時対応加算	1,042 円/回	利用者又はその家族からの要請に基づき、訪問介護計画において計画的に訪問することなく、緊急に行った場合。
口腔連携強化加算	52 円/回	口腔の健康状態の評価を基に、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供した場合。
特定事業所加算(Ⅰ)	基本単位数に 20%乗じた単位数を算定する。	
特定事業所加算(Ⅱ)	基本単位数に 10%乗じた単位数を算定する。	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に 24.5%乗じた単位数を算定する。	
同一建物減算	事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に対してサービスを提供した場合に基本報酬 10%減算。	

※ 訪問介護サービスを利用された際の自己負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を上記単位数(料金)に加算減算を加え、乗じた額となります。

※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合にも同様となります。償還払いになる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(5) 介護保険給付の対象外のサービスを利用される場合

	サービス内容	サービス料金
介護保険対象外 サービス	入院中の洗濯 墓参りの同行等	1 時間あたり 税込 3,000 円

(6) 事業実施地域及び交通費

実施地域	通常事業の実施地域において、以下が地域範囲となります。 尚、交通状況に応じて到着時間が前後する場合があります。
	【長久手市】 全域対象範囲 【日進市】 岩崎台、北新町、竹の山 【尾張旭市】 西山町、東山町、大塚町、吉岡町、長坂町、上の山町、庄南町、緑町、南新町、北本地が原町、東本地が原町、南本地が原町、南栄町、晴丘町 【名東区】 藤香町、高柳町、小池町、藤里町、宝が丘、豊が丘、富が丘、藤が丘、朝日が丘、藤見が丘、照が丘、明が丘、本郷、望が丘、藤森、猪高台、猪子石、藤森西町、香南、石が根町、文教台、猪高町大字藤森、猪高町大字猪子石 【守山区】 四軒家、白山、森孝、森孝東、本地が丘

- (ア) 通常の事業実施地域外でのサービスを利用される場合、移動に要する実費として、以下の通りの費用をいただきます。

事業実施地域内(片道概ね 10km 未満)	無料
事業実施地域外(片道 1km 毎に)	100 円

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、以上の利用料金を相当額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう 2 か月前までにご説明します。

(7) 利用の中止、変更、追加（契約書第 10 条参照）

(ア) 利用予定日の前に、利用者及びその関係者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出ください。

(イ) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、利用者の状況を照らし合わせ、取消料を取り決めします。

① 利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
② 利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の利用料金 (利用料全額 10 割) の 50%
③ 無断で利用を中止された場合	当日の利用料金 (利用料全額 10 割) の 100%

(ウ) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者及びその関係者に提示して協議します。

(エ) 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスにかかる利用料金は、お支払いいただきます。

(8) 利用料金のお支払い方法(契約書第 9 条参照)

介護サービス料金含む当事業にかかった費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求書発行日の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。)

①口座振替(引落日：毎月 26 日)

②下記指定口座への振り込み

名古屋銀行 長久手支店 普通預金 口座番号 3104448

名義「社会福祉法人 愛知たいようの杜 理事長 ^{おおすか}大須賀 ^{とよひろ}豊博」

③窓口での現金支払い

6. 緊急時及び事故発生時の対応(契約書第 12 条参照)

当事業所サービスを利用中、万が一事故等が発生した場合には、応急処置を行うと共に、家族含む関係者及び主治医等へ連絡し、利用者の状況に応じて、救急搬送等の必要な措置を行います。そのため、緊急連絡表の作成し、携帯してサービスの実施をします。

7. 利用者の義務

(1) 利用者へのご理解をいただく事由について(契約書第 15 条参照)

当事業所が本重要事項説明書、契約書に基づいた違反行為を行った場合には、利用者に対しての損害賠償責任があります。以下の事由について、利用者又はその関係者には、損害賠償がなされない事由及び日常生活上で避けることができない事由に対する理解をいただくことになります。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

当事業所を利用するにあたって留意していただく事項になります。以下の事由が原因での事故、トラブルが起こった場合には、当事業所は責任を負いかねますので、ご理解をいただくことになります。

①利用者又はその同居家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

②従業員との金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。

③金銭等の管理に関する依頼に従事者に行うことはできません。

④従業員に対する贈り物は、お受けできませんので、ご遠慮下さい。

⑤医療行為及び医療補助にあたる行為は、従業員は行えません。

(3) 利用者の禁止行為(契約書第 18 条参照)

①ハラスメント、その他迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う行為。

②喧嘩、口論、泥酔、騒音及び暴力等により迷惑を及ぼす行為。

③当事業所の備品及び資産等に損害を与える行為。

8. 契約の終了について(契約書第 17 条参照)

以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用終了していただくことになります。

- ①利用者が死亡した場合。
- ②要介護認定により、利用者の心身の状況が自立及び要支援と判定された場合。
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ④事業所が解散命令を受けた場合、破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退された場合。
- ⑥利用者からの中途解約、契約解除の申し出があった場合。
- ⑦事業所から契約解除の申し出があった場合。
- ⑧契約の満了を迎え、契約終了の申し出がなされた場合。

(1) 利用者からの中途解約・契約解除の申し出(契約書第 19、20 条参照)

契約の有効期間中でも、利用者からの解約・解除を申し出ることができます。その場合には、利用中止する日の 7 日前までに、解約・解除を申し出下さい。但し、以下の場合には、即時契約を解除し、当事業所のサービスを中止することができます。

- ①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由無く本契約書に定める訪問介護サービスを実施しない場合。
- ②事業者もしくはサービス従事者が第 13 条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ④利用者が医療機関に入院した場合。
- ④反社会的勢力の排除条項に該当した場合。

(2) 事業所から契約解除の申し出(契約書第 21 条参照)

以下の事由に該当する場合には、当事業所のサービスを中止していただくことがあります。

- ①利用者又はその関係者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③利用者及びその関係者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
(ア) 利用者及びその関係者が事業者の職員に対して行う、ハラスメント行為による著しい迷惑行為があり、健全な信頼関係を築くことができない場合。
- ④利用者の禁止行為に該当した場合。
- ⑤利用者が老人福祉施設に入所した場合。
- ⑥反社会的勢力の排除条項に該当した場合。

(3) 契約の終了に伴う相談援助(契約書第 22 条参照)

本契約が終了する場合には、利用者に対して、心身の状況や置かれている環境等を照らし合わせ、相談援助を利用者に対して行います。但し、情報提供等を含むため、本契約の終了後の医療・福祉サービス等が確約されるものではありません。

9. 反社会的勢力の排除(契約書第 24 条参照)

利用者及びその関係者、事業者ともに、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、又反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。以下、相手方またはその関係者が該当する場合には契約を解除するものとし、損害が生じても賠償を要しないものとします。

- ①反社会的勢力に該当・利用及び関与している場合。
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている場合。
- ③暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用破棄・業務妨害その他に準ずる行為に及んだ場合。

10. 代理人(契約書第 26 条参照)

利用者は、代理人を選任することができます。その場合、事業者が運営しているサービスに関連する事由についての同意代理を代理人に委任しているものとし、代理人は、介護サービス提供上の相談・連絡の窓口としても、事業所に協力するものとします。

11. 連帯保証人(契約書第 27 条参照)

契約締結にあたり、連帯保証人を立てることをお願いすることがあります。但し、連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合には、この限りではありません。連帯保証人が選任された場合には、役割として次の通りとします。

- | |
|--|
| <p>①連帯保証人が選任された場合には、本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。</p> <p>②連帯保証人の負担額は、限度額五十万円を限度とします。</p> <p>③連帯保証人が負担する債務の元本は、契約の終了時に確定するものとします。</p> <p>④事業所は、連帯保証人から連帯している利用者に対する債務の情報開示請求があった場合に、連帯保証人に対して、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金、損害補償の額等、利用者に対する全ての債務額等の情報を提供するものとします。</p> <p>⑤事業所は、利用者がサービス利用料の支払い延滞があった場合、2 か月以内に、連帯保証人に対して通知するものとします。</p> |
|--|

12. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選任しています。

虐待防止についての 責任者	福田 洋平
------------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果についてサービス従事者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) サービス従事者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、事業者及びサービス従事者又は利用者に係る関係者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 感染症予防のための対策について(C型肝炎、疥癬、MRSA など)

感染症の発生及び蔓延を防止するため、うがい、手洗い、予防着着用、使い捨て手袋使用等の励行を遵守します。また、訪問介護員に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

14. 苦情の受付について（契約書第 29 条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 当事業所における苦情の受付

事業所相談窓口	担当者： 所 長 福田 洋平 サービス提供責任者 寺田 美紀 不在時の場合、担当者から後日連絡となります。） 受付時間： 毎日 9：00 ～ 18：00 電 話： 0561 - 65 - 3009 F A X： 0561 - 56 - 3061
---------	--

苦情解決責任者：法人本部 福田 由貴子

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険 苦情調査係	名古屋市東区泉 1 丁目 6-5 電話番号 052-971-4165
あいち福祉 オンブズマン	名古屋市中区丸の内 3 丁目 5-35 弁護士ビル 1004 号 水谷博昭法律事務所内 FAX 番号 052-228-1738（曜日・時間は問いません） 書式の指定はありません。 具体的な相談をご希望の場合は、その旨と相談者の 連絡先（電話番号）を必ずご記載ください。
長久手市役所 保健福祉部 福祉課 高齢・介護係	愛知県長久手市岩作城の内 60 番地の 1 電話番号 0561-63-1111
日進市役所 長寿支援課 介護保険担当	日進市蟹甲町池下 268 番地 電話番号 0561-73-1495
瀬戸市役所 高齢福祉課 介護認定給付係	瀬戸市追分 64 番地の 1 電話番号 0561-82-7111
尾張旭市役所 長寿課	尾張旭市東大道町原田 2600-1 電話番号 0561-53-2111
名古屋市名東区役所 福祉課 介護保険係	名古屋市名東区上社 2 丁目 50 電話番号 052-778-3097
東郷町役場 福祉課 介護保険係	愛知郡東郷町大字春木字根穴 1 電話番号 0561-38-3111
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	名古屋市中区丸の内 2 丁目 4 番 7 号 電話番号 052-202-0167

(3) 第三者評価の実施状況について

実施の有無：無し